

(事業主の方へ)

綾部市雇用調整助成金 申請支援補助金

市内の小規模な事業者の事業活動および雇用の継続を支援するため、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国の「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」の申請事務を社会保険労務士に依頼された事業者に対し、補助金を交付します。

【対象者】

▽次のいずれにも該当する方

- 市内に事業所が所在している
- **常時雇用**されている従業員が**概ね20人以下**の**小規模な事業者**
- **助成金の支給決定**を受けている
- 市税に滞納がない又は市税の徴収猶予等の特例措置を受けている

【対象経費・補助金額】

対象経費	補助金額
市内事業所の従業員に係る助成金の支給申請事務を 社会保険労務士 に依頼されたことにより要した費用(消費税及び消費税相当額を含まない)	1事業者につき 上限15万円

【提出期限】

助成金の支給決定を受けてから、**原則90日以内**

※やむを得ない理由がある場合や当該補助金交付要綱の制定前に支給決定を受けている事業者は、90日を超えてからの申請が可能です。

申請方法は裏面を確認してください

【申請方法】

次の書類を郵送により、綾部市商工労政課へ提出してください

- 綾部市雇用調整助成金申請支援補助金交付申請書(様式第1号)
- 助成金の支給決定通知書の写し
- 社会保険労務士への支払いが確認できる領収書等の写し
※ 対象経費に係るものに限る

申請書は市ホームページからダウンロードできます

補助金の申請書や制度概要など詳しくは市ホームページをご確認ください

- 綾部市雇用調整助成金申請支援補助金

<http://www.city.ayabe.lg.jp/kogyo/sangyo/kogyo/koyotyosei.html>

雇用調整助成金について詳しくは国ホームページで確認できます

- 厚生労働省 雇用調整助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

提出・問い合わせ先

綾部市商工労政課 〒623-8501 綾部市若竹町8-1

- 電話:42-4264(平日:午前8時30分~午後5時15分)

- メール:sykorosei@city.ayabe.lg.jp

【その他の事業所向けの支援策】

新型コロナウイルス感染症に関する事業者向け情報は、下記の市ホームページで随時お知らせしています

- 新型コロナウイルス関連情報(事業者向け)

<http://www.city.ayabe.lg.jp/syogyo/sangyo/sangyo/covid19.html>